



広島県報

号 外
第 172 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

公安委員会規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び
所管区等に関する規則の一部を改正する規則
(県法規登載)

公安委員会規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月21日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

広島県公安委員会規則第16号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則
の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 (昭和39年
広島県公安委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

別表2交番の部広島県廿日市警察署の款大野交番の項中「大野一丁目・二丁目」の次に「
大野中央一丁目～五丁目」を加える。

別表備考中「平成18年12月1日」を「平成18年12月4日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

(交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を
改正する規則の一部改正)

2 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を
改正する規則 (平成18年広島県公安委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

第2条のうち、交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する
規則別表備考の改正規定中「平成18年12月1日」を「平成18年12月4日」に改める。